

茨城県環境保全率先実行計画第7期

令和8年3月

茨 城 県

目 次

第1章 計画策定の背景及び趣旨 P	1
第2章 計画の基本的事項		
1 計画の位置付け P	2
2 計画の期間 P	2
3 基準年度及び目標年度 P	2
4 計画の対象範囲 P	2
5 対象とする温室効果ガス P	2
6 温室効果ガス総排出量の算定方法 P	2
第3章 温室効果ガス排出量の現状		
1 温室効果ガス別の排出量 P	3
2 県の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量 P	3
第4章 温室効果ガス排出量の削減目標 P	4
第5章 温室効果ガス削減に向けた取組		
1 取組の基本方針 P	5
2 温室効果ガス削減に向けた主な取り組み P	5
3 環境全般に配慮した取組 P	6
第6章 計画の推進・取組点検体制		
1 計画の推進体制 P	8
2 取組の点検・推進体制 P	8
3 結果の公表 P	9
4 計画の適用 P	9
<組織体制図> P	9

第1章 計画策定の背景及び趣旨

気候変動問題は、私たち一人一人、この星に生きる全ての生き物にとって避けることができない、喫緊の課題であり、早急な対策が求められています。

2020年に我が国は、2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言し、2021年には「地球温暖化対策計画」が改定され、2030年度における新たな温室効果ガス排出削減目標として2013年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けた挑戦を続けていくことが明記されました。

また、脱炭素への取組を通じて経済成長や産業競争力の強化を目指す動きが急激に強まったことを背景に、2024年5月からは、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の3つの同時実現を目指し、「エネルギー基本計画」、「GX2040ビジョン」及び「地球温暖化対策計画」が一体的に検討が進められ、2025年2月に閣議決定されました。政府においては、これらの計画等を基盤に、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくとしています。

本県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）」に基づき、地方公共団体実行計画（区域施策編）として「茨城県地球温暖化対策実行計画」（2011（平成23）年4月策定、2023（令和5）年3月改定）を定め、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでおります。

県の事務事業に関しては、自ら率先して環境への負荷を低減するための取組として、1998（平成10）年2月に「茨城県環境保全率先実行計画（以下「県庁エコ・オフィスプラン」という。）」を策定して以来、改定を重ねながら、エネルギーの合理的な使用や資源の循環的利用、廃棄物の減量化等を推進してまいりました。

このたび、政府自らが率先して実行する取組として策定した「政府実行計画」の内容を踏まえて第7期県庁エコ・オフィスプランを策定し、引き続き、県が自ら省エネルギー・省資源等の環境保全行動に率先して取り組み、温室効果ガスの排出抑制や環境負荷の低減を図ってまいります。

第2章 計画の基本的事項

1 計画の位置付け

- 本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、県の事務事業に関し、温室効果ガスの排出量削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を定めた「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として策定し、「茨城県環境基本条例」及び「茨城県環境基本計画」に基づく環境保全に関する県自身の率先行動の取組を定めています。
- さらに、県が「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）（以下「省エネ法」という。）」に基づく「特定事業者」に指定されていることを踏まえ、省エネ法との連携を図っています。

2 計画の期間

計画の期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

3 基準年度及び目標年度

国の地球温暖化対策計画及び政府実行計画や、茨城県地球温暖化対策実行計画との整合を図り、基準年度を2013年度とします。

また、目標年度は計画期間の終期に合わせ、2030年度とします。

4 計画の対象範囲

県が行う「全ての事務・事業」及び「全ての機関、所属及び職員」を対象とします。

- * 指定管理者に対しては、今後新たに契約を行う際には、契約書又は仕様書に温室効果ガス排出量の削減の措置を講じることを明記するなど、契約等に基づく要請を行います。
- * 県の事務事業の範囲に請負業者や委託業者が行う工事・事業等は含めませんが、業者に対して環境への配慮を要請します。また、県出資団体等に対しても、環境への負荷の低減を働きかけます。

5 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）とします。

なお、地球温暖化対策推進法で規定されている温室効果ガスのうち、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）及び三ふっ化窒素（NF₃）については、県の事業実態から特に排出が見込まれないことから、対象外とします。

6 温室効果ガス総排出量の算定方法

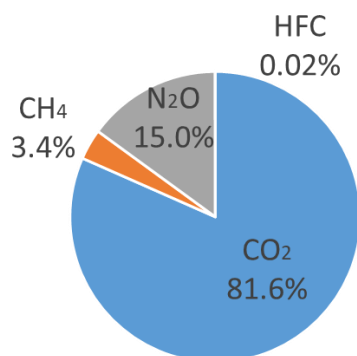
地球温暖化対策推進法第2条第5項に定められているとおり、温室効果ガスの物質ごとに、地球温暖化対策推進法施行令で定める方法により算定される排出量に、当該物質の地球温暖化係数を乗じ、それらを合算することにより算定します。

第3章 温室効果ガス排出量の現状

1 温室効果ガス別の排出量

(t-CO₂)

	2013年度 (基準年度)	2024年度 (直近年度)	2013年度比 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	194,826	173,370	89.0
メタン (CH ₄)	4,904	7,257	148.0
一酸化二窒素 (N ₂ O)	39,024	31,761	81.4
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	33	34	102.6
温室効果ガス総排出量	238,788	212,423	89.0

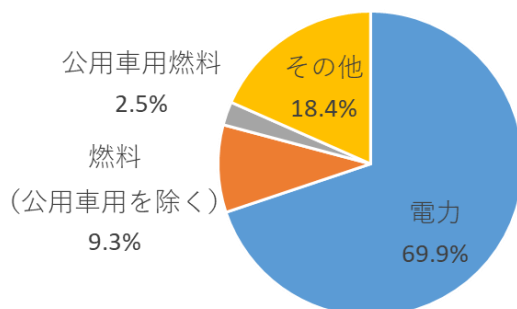


2024 温室効果ガス排出割合

2 県の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量

(t-CO₂)

	2013年度 (基準年度)	2024年度 (直近年度)	2013年度比 (%)
電気	165,473	148,404	89.7
庁舎及び事業用燃料	20,427	19,679	96.3
公用車用燃料	8,861	5,288	59.7
その他	44,027	39,053	88.7
温室効果ガス総排出量	238,788	212,423	89.0



2024 温室効果ガス排出内訳

第4章 温室効果ガス総排出量の削減目標

2013年度比で、2030年度に県の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量を50%削減することを目指します。

【目標設定の考え方】

- 国は、「政府実行計画」の中で、政府の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに2013年度比で50%削減するという目標を掲げています。
- 本県においても、国が示した計画策定マニュアルにおいて「国の目標に準じた野心的な目標を定めることが望ましい」とされていることから、費用対効果及び実現性を考慮したうえで、国の目標に準じた目標を設定します。

【削減目標】

(t-CO₂)

	2013年度実績値 (基準年度)	削減目標	2030年度目標値 (目標年度)
温室効果ガス総排出量	238,788	50%	119,394

第5章 温室効果ガス削減に向けた取組

1 取組の基本方針

温室効果ガス総排出量の削減目標の達成に向け、省エネルギー対策の徹底等の取組を推進するとともに、環境全般に配慮した取組を進めます。

- 県有施設の新築・改修や設備の更新にあたっては、省エネルギー効果の高い設備・機器や再生可能エネルギー等を適切に導入し、省エネルギー化に努めます。また、技術革新により低コストで導入できる新たな省エネ技術や省エネ効果の高い機器等が開発された場合は、費用対効果を踏まえつつ導入を検討します。

既存の施設・設備については、保守点検や日常の管理を適切に実施し、エネルギー使用の効率化に努めます。

- 省エネルギーやエコドライブ、ごみの削減など環境に配慮したライフスタイルの定着を図る県民運動「いばらきエコスタイル」等について職員への理解促進を図ることで、各所属の自主的取組を軸として、県庁全体で取り組みます。

2 温室効果ガス削減に向けた主な取り組み

県自らの活動に伴い排出される温室効果ガスの削減のため、次の取組を推進します。

(1) 県有施設の省エネルギー対策の徹底

①建築物のZEB化

- ・ 県有施設の新築や増改築を行う際には、外壁・窓等を通しての熱の損失の防止、空調設備、照明設備、給湯設備、昇降機等に係るエネルギーの効率的利用のための措置など、適切な省エネルギー対策を施します。また、新築については、費用対効果を検討したうえでZEB Oriented相当以上の省エネ化を図ります。

ZEB Oriented相当：建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）で規定する建築物用途毎に定められた基準一次エネルギー消費量に対し、一定以上の省エネを達成した建築物（病院等30%以上、事務所・学校等40%以上）。

②LED照明の導入

- ・ 使用頻度の高い事務室など主要箇所全てに、LED照明の導入を進めます。

③省エネルギー設備等の導入の推進

- ・ 設備機器については、消費電力の少ない設備機器の導入を図ります。
- ・ 設備機器の使用電力の把握に努め、保守点検及び日常的な清掃や運転管理を適切に実施し、消費電力の低減を図ります。

④設備等の運用改善による省エネルギー化

- ・ パソコンやプリンター等のOA機器は、省電力モード等を活用し、節電を意識して使用するよう努めます。
- ・ 照明については、業務に支障がない範囲で、窓際照明や昼休み中の消灯など不要な照明を消灯します。
- ・ 空調については、冷房時の室温を28℃、暖房時の室温を19℃目安に設定し、ブライン

ド等の活用による冷暖房効率の向上に努めるとともに、年間を通じて、服装で体感温度を調節します。

- ・エレベータについては、業務に支障がない範囲で運転台数を削減し、最寄りの階（2～4階程度）への移動は、できる限り階段を使用します。
- ・県公用車の運用については、アイドリングストップの励行、急発進・急加速等をしないなど、環境に配慮した運転（エコドライブ）を行います。
- ・定時退庁日や完全消灯日を遵守します。

（2）県有施設の再生可能エネルギーの活用

①太陽光発電設備の導入

- ・県有施設においては、設置可能な施設の50%以上に太陽光発電設備の導入を目指します。
- ・新築や建替えを予定している施設は、費用対効果を考慮し太陽光発電設備の導入を検討します。また、大規模改修を予定している施設は、構造等を考慮し設置可能な施設で導入を検討します。
- ・太陽光発電設備導入に当たっては、PPAなど第三者所有モデルの活用やリース等様々な手法についても併せて検討するよう努めます。
- ・既設の太陽光発電設備については、適切な維持管理を行い、長寿命化や発電効率の向上を図るとともに、更新を検討します。

②再生可能エネルギー由来電気の優先導入

- ・県有施設で使用する電力については、調達コストを考慮の上、再生可能エネルギー由来の電力を優先的に導入するよう検討し、電力由来の温室効果ガス排出量の削減を図ります。
- ・県有施設において使用する電力を調達する契約に当たっては、再生可能エネルギー電力プランや非化石証書等を活用するよう検討します。

（3）環境に配慮した調達の推進

①公用車の電動化

- ・県公用車について、新規導入及び更新などの調達の際は、「茨城県電動車導入方針」に基づき、業務に支障のない範囲で、原則全て電動車とします。

電動車：電気自動車、燃料電池自動車（水素自動車を含む）、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車。

②グリーン購入の推進

- ・「茨城県グリーン購入推進方針」に基づき、省エネ基準達成製品や環境に配慮した製品の積極的に購入（グリーン購入）します。

3 環境全般に配慮した取組

上記の取組のほか、県のすべての活動について以下の取組を引き続き推進していきます。

（1）用紙類使用量の削減

- ・県が行う事務・事業により発生する用紙類については、業務のデジタル化を推進することにより、使用量を削減します。
- ・紙資料が必要な場合には、資料を簡潔化するとともに、両面印刷や集約機能を活用し

て印刷枚数を削減に努めます。

(2) 水道使用量の削減

- ・水資源の有効活用の観点から、職員に対し、日常的な節水を呼びかけます。
- ・節水機器の導入を計画的に進めるとともに、水道設備の定期的な点検により、漏水の早期発見に努めます。

(3) 3Rの推進

- ・廃棄物や不要用紙の分別を徹底し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）により、ごみの減量化・再資源化に努めます。
- ・廃棄物の処理委託に当たっては、資源ごみのリサイクルや、リサイクルが義務化された製品（テレビ、冷蔵庫、エアコン等）の処分が適正に行われるよう指導・検査します。
- ・下水汚泥、浄水汚泥は、焼却等により減量化を図るとともに、セメント原料や建設資材、土壌改良材等として再資源化を進めます。

(4) 廃棄物やフロン類の適正処理

- ・法令に基づく各種排出基準等を遵守するとともに、施設・設備等を適正に維持管理し、汚染物質の排出量の削減に努めます。
- ・設備の的確な定期点検の実施や、使用機器の適正な回収等により、フロンの適正処理を行います。

(5) 森林の整備・保全、二酸化炭素の吸収源対策の推進

- ・森林湖沼環境税等を活用した植林や間伐などにより健全な森林の整備・保全を行い、二酸化炭素吸収源としての機能の維持・向上を図ります。
- ・木材は炭素を固定する機能があり、地球温暖化防止につながることから、「茨城県産木材の利用促進に関する指針」に基づき、県有施設における木造化・木質化や木材製品の導入を積極的に推進します。
- ・茨城県地球環境保全行動条例の公共施設緑化基準に基づき、敷地内の緑化・植栽を推進します。

第6章 計画の推進・取組点検体制

この計画は、環境マネジメントシステムのPDCAサイクル（Plan=計画、Do=実行、Check=点検、Action=見直し）により継続的改善を行います。

1 計画の推進体制

- (1) 環境総括責任者会議（座長：県民生活環境部長、構成員：各部局庁次長等）
 - ・ 座長は、必要に応じて環境総括責任者会議を開催します。
 - ・ 各部局庁における計画の進行管理及び部局間との連絡調整を行います。
- (2) 環境基本政策部会（部会長：県民生活環境部次長、構成員：関係各課長等）
 - ・ 部会長は、必要に応じて環境基本政策部会を開催します。
 - ・ 計画の策定に関する調査・調整及び進行管理を行います。
- (3) 環境保全推進員会議（座長：環境政策課長、構成員：各課総括補佐、出先機関次長等）
 - ・ 座長は、必要に応じて環境保全推進員会議を開催するほか、グループウェアや庁内放送等を活用して環境への配慮を呼びかけ、職員の積極的な取組を促します。
 - ・ 計画の内容、進捗状況、その他必要事項について検討し、計画の推進を図ります。
- (4) エネルギー管理統括者
 - ・ 省エネ法第8条第1項の規定に基づき、特定事業者が選任します。
 - ・ 環境総括責任者と連携して、計画の進行管理等を行います。
- (5) エネルギー管理企画推進者
 - ・ 省エネ法第9条第1項の規定に基づき、特定事業者が選任します。
 - ・ 環境保全推進員と協力して、計画の実施状況の点検・把握を行い、必要に応じ改善指導を行います。

2 取組の点検・推進体制

- (1) 環境総括責任者（県民生活環境部長及び各部局庁次長等）
 - ・ 各部局庁における計画の進行管理を行うとともに、必要に応じて環境責任者に対して改善等を指示します。
- (2) 環境責任者（各課長、出先機関の長等）
 - ・ 各課所等における計画の進行管理を行います。
 - ・ 所属における取組目標や重点取組などを定めるとともに、エネルギー使用量等毎年度の活動量実績を把握します。
- (3) 環境保全推進員（各課総括補佐、出先機関の次長等）
 - ・ 環境責任者を補佐し、計画の進行管理を行います。
 - ・ 計画に関する事項を所属内に周知し、取組を誘導・推進します。
 - ・ 所属の職員を対象に、計画の取組状況や環境問題への理解を深めるための教育等を年1回以上実施します。
- (4) エネルギー管理員
 - ・ 省エネ法第12条及び第14条の規定に基づき、エネルギー管理指定工場として指定されている機関において選任します。
 - ・ エネルギーを消費する設備の維持、使用方法の改善及び監視等を行います。

(5) 職員

- 職員は、省エネルギー・省資源等に係る環境保全の取組を実践し、取組に支障が生じた場合は環境保全推進員に報告します。

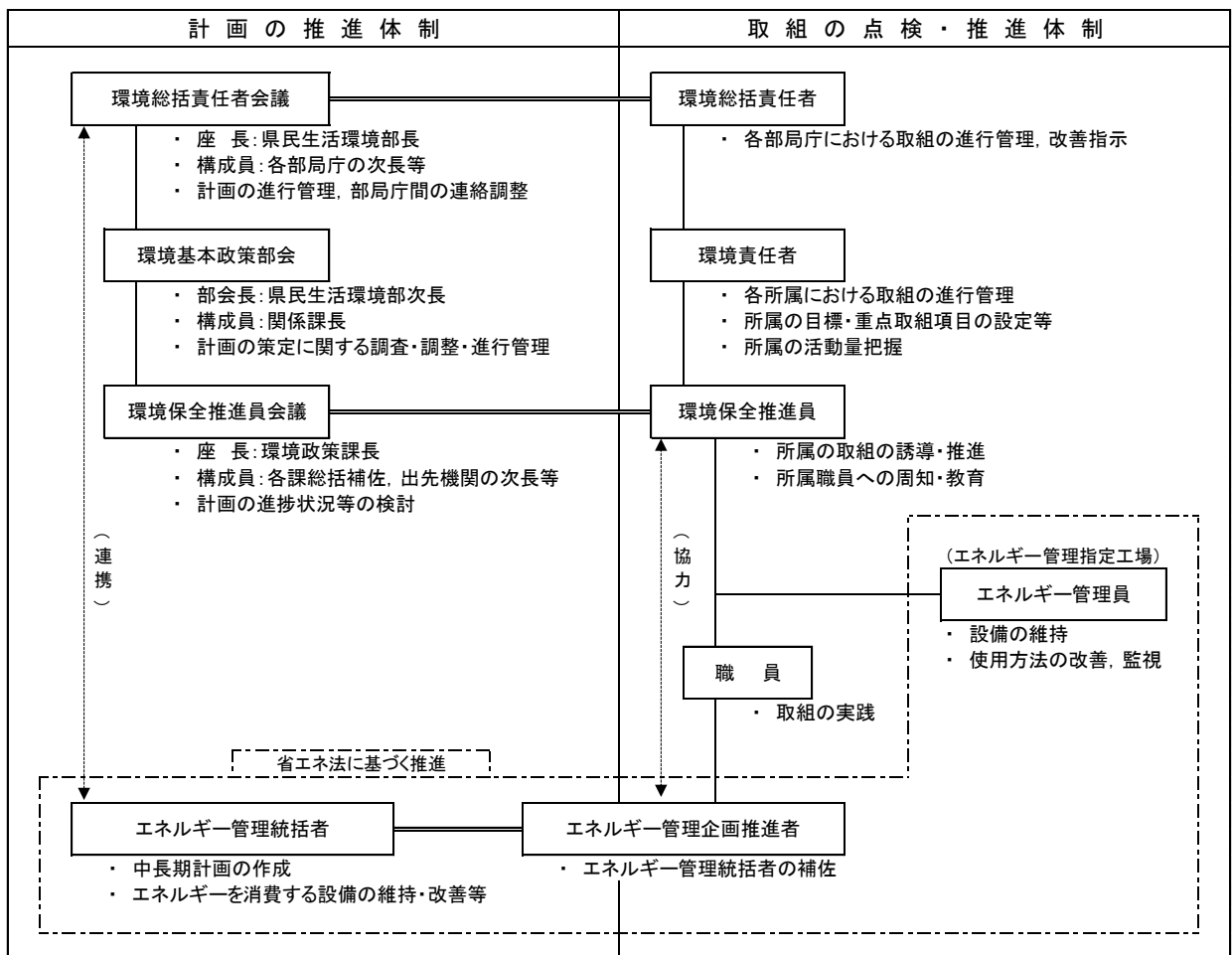
3 結果の公表

計画の実施状況は、環境白書及び県のホームページにより公表します。

4 計画の適用

この計画は、令和8年4月1日から適用します。

< 組織体制図 >



【参考】茨城県環境保全率先実行計画第7期に係る県の具体的取組

◆ 事務・事業における環境配慮

(1) 省エネルギーの推進

取組項目	具 体 的 取 組
<p>ア 電気使用量の削減 (ア) 庁舎</p>	<p><職員の取組></p> <p>①照明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日中の窓際の照明や昼休み時間中は、業務に支障がない限り消灯する。 ・ 休日勤務や時間外勤務の際は、必要な範囲のみの点灯を徹底する。 ・ 更衣室、トイレ、給湯室などは、使用しないときは消灯する。 <p>②事務機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パソコンやプリンター等のOA機器は、省電力モード等を積極的に活用するとともに、昼休みなど使用しないときには電源を切る。 ・ ノートパソコンは、離席時に蓋とじ（ディスプレイの消灯又はスリープ状態）を徹底し、サブディスプレイは電源を切る。離席が90分を超える場合や出張・退庁時には待機電力の使用削減のためプラグをコンセントから抜くかエコタップ等を活用し主電源を切る。 <p>③冷暖房</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ブラインド等を活用して冷暖房効率の向上を図るとともに、窓や外部へ通じる扉の不要な開閉は行わない。（換気は適宜行う。） ・ 翌朝の温度上昇・下降を防ぐため、退庁時にはブラインドを閉める。 ・ 空調機の吹出口付近に物を置かない。 ・ 品位を損なわない範囲で、年間を通じて服装で体感温度を調節する。 <p>④エレベータ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最寄りの階（2～4階程度）への移動は、できる限り階段を使用する。 <p>⑤定時退庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定時退庁日や完全消灯日を遵守する。 <p><所属の取組></p> <p>①設備機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的に消費電力の少ない設備機器の導入を図る。 ・ 保守点検及び日常の運転管理を適切に実施し、消費電力の低減を図る。 <p>②照明器具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用頻度の高い主要な箇所については、LED照明に切り替える。 ・ 昼休み時間中は、支障がない範囲で全面消灯や窓際消灯を行う。 ・ 日中の廊下や階段は、照度が確保される場合は消灯や間引きを行う。 ・ スイッチに点灯箇所を表示し、必要部分のみの点灯を促す。 ・ 定期的に清掃を行う。 ・ 構内及び職員駐車場の外灯の深夜消灯を実施する（防犯灯を除く）。 <p>③事務機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パソコンやサーバ等のIT機器は、その処理能力に対し、より消費電力の少ない機器の導入を図る。 ・ サーバは、必要な情報処理能力を確保しつつ、庁内における集約・統合化を促進し、自治体システムの省電力化を推進する。 <p>④電力使用監視装置（デマンド監視・制御システム）の適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力使用監視装置（デマンド監視・制御システム）を設置している場合は、予想使用電力の把握から契約電力の超過を防止する。 <p>⑤冷暖房</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冷房時の室温は28℃、暖房時の室温は19℃を目安に設定する。 ・ 定期的な清掃や扇風機の併用などにより冷暖房効率を高める。 ・ オフシーズンはエアコン等のプラグをコンセントから抜く。 <p>⑥エレベータ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務に支障がない範囲で運転台数を削減する。 <p>⑦定時退庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定時退庁を呼びかけ、時間外勤務に伴う消費電力削減を推進する。 <p>⑧自動販売機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎内の清涼飲料等の自動販売機は、利用状況に応じ必要最小限の台数とし、省エネルギー型の機種を導入するよう設置業者に徹底させる。

(イ) 事業	<所属の取組> ○施設・設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギー型の施設・設備の計画的な導入を図る。 ・ 保守点検及び日常の運転管理を適切に実施し、消費電力の低減を図る。
イ 公用車燃料使用量の削減	<職員の取組> ①公用車の適正使用 <ul style="list-style-type: none"> ・ アイドリングストップの励行、不必要な空ぶかしや急発進・急加速等をしない、車内に不必要な荷物は積載しないなど環境に配慮した運転（エコドライブ）を行う。 ・ 使用前に、タイヤ空気圧など車両の状態のチェックを励行する。 ・ 用途別に燃費の良い車両を優先して使用するとともに、効率的なルートを選択する。 <所属の取組> ①公用車の効率的使用と管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の所属から同一目的地へ出張する際は、公用車の乗り合わせに努める。 ・ 車両整備を励行し、車両の適正な維持管理に努める。 ②電動車の率先導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気自動車やハイブリッド車など、環境への負荷が少ない次世代自動車の導入を計画的に進める。 ・ 公用車の更新の際は、使用実態を踏まえ、可能な限り既存車両より排気量が小さく低燃費なものを選択する。 ③Web会議等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ Web会議等を推進し、公用車の使用を減らす。
ウ 燃料使用量の削減 (ア) 庁舎	<職員の取組> ○ 冷暖房 <ul style="list-style-type: none"> ・ ア(ア)③に同じ <所属の取組> ①設備機器 <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギー効果の高い設備機器の計画的な導入を図る。 ・ 保守点検及び日常の運転管理を適切に実施し、燃料消費量の低減を図る。 ・ ボイラー等の運転時間、日常点検など適切な管理を行うとともに、更新時は熱効率の高い機種を選択する。 ②冷暖房 <ul style="list-style-type: none"> ・ 冷房時の室温は28℃、暖房時の室温は19℃を目安に設定する。 ・ 定期的な清掃や扇風機の併用などにより、冷暖房効率を高める。
(イ) 事業	<所属の取組> ①効率的な設備の導入・管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ ウ(ア)①に同じ ②処理技術の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃焼の合理化などにより、エネルギー消費原単位の向上を図る。

(2) 省資源の推進

取組項目	具 体 的 取 組
ア 用紙類使用量の削減	<職員の取組> ①デジタル化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ グループウェアやサブディスプレイ等を活用し、紙ベースの資料を削減する。 ・ 資料を複写する場合はスキャナで読み取り、電子ファイル化する。 ・ 電子決裁を徹底する。 ②用紙類の合理的使用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議等で紙資料が必要な場合は、要点をおさえて簡潔化し枚数を削減するとともに、予備の資料は必要最小限の数にとどめる。 ・ 両面印刷や集約機能などを活用して印刷枚数を削減する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ F A Xを送信する場合、あて先を余白に記入するなど可能な限り送信表を省略する。 ・ ミスコピーを防止するため、コピー機の使用後はリセットボタンを押す。 ・ ミスプリントを防止するため、留め置き印刷（保留印刷、機密印刷）を徹底する。 <p><所属の取組></p> <p>①デジタル化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部の会議や打ち合わせは、We b会議や端末の持ち寄りで実施し、紙資料をなくす。 ・ 市町村や関係機関等に対し、書類は可能な限り電子データでの提供を依頼する。 <p>②用紙類の合理的使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コピー機用の紙トレイに片面使用済み用紙の専用トレイを設け、ミスコピー用紙等の裏面利用を推進する。 ・ 会議において、資料入れ用の封筒は配付しない。 ・ 用紙は必要ときに必要な枚数を購入するとともに、毎月、使用量（納入枚数）の把握・管理に努める。 ・ パンフレット等の印刷物は、必要性、配布方法、紙面数等を十分考慮し必要最小限の部数とする。
イ 水道使用量の削減	<p><職員の取組></p> <p>○節水の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手洗いや食器洗浄等の際はこまめに水栓を止め、水を流したままにしない。 ・ 公用車を洗車する際は、バケツやホースの手元制御弁を使用し、節水に努める。 <p><所属の取組></p> <p>○水道設備の適正な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 節水ラベル等を貼り、節水を呼びかける。 ・ 節水機器（節水コマ、節水型トイレ等）の導入を計画的に進める。 ・ 水道設備の定期的な点検により、漏水の早期発見に努める。

（3）ゼロ・エミッションの推進

取組項目	具 体 的 取 組
ア 減量化の推進	<p><職員の取組></p> <p>○減量化と再利用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各課所等の個人用ごみ箱を廃止し、不用意な紙の廃棄を減らす。 ・ 使用済ファイルなどの再利用に努める。 ・ 県内部への連絡には、使用済封筒をリサイクル封筒として再利用する。 <p><所属の取組></p> <p>○廃棄物量の把握と減量化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎や事務所等から排出される廃棄物量を把握し、減量化を呼びかける。 ・ 使い捨て製品の購入を自粛し、詰め替え可能な製品を選択する。 ・ 備品や事務機器等は、消耗品の交換や修繕をするなどして長期間の使用に努める。 ・ 不要となった物品は、グループウェア掲示板等を活用して他所属との情報交換を行い、有効利用を図る。
イ リサイクルの推進	<p><職員の取組></p> <p>○リサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各庁舎の環境責任者等が定める排出方法に従い、廃棄物や不要用紙の分別を適切に行う。 ・ シュレッダーの使用は、個人情報等の秘密文書の廃棄など必要最小限に止め、古紙のリサイクルに努める。

	<p><所属の取組></p> <p>①リサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分別回収ボックスの設置などにより資源物の分別を促し、リサイクルを推進する。 ・ 不要紙等の回収箱を設置し、不要紙の分別収集及び再生の妨げになるようなものの混入を防止する。 ・ 廃棄物の処理委託に当たっては、資源ごみのリサイクルや、リサイクルが義務化された製品（テレビ、冷蔵庫、エアコン等）の処分が適正に行われるよう指導・検査する。 <p>②下水汚泥、浄水汚泥の再資源化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水汚泥、浄水汚泥は、焼却等により減量化を図るとともに、セメント原料や建設資材、土壌改良材等として再資源化を進める。
り 適正処理の推進	<p><所属の取組></p> <p>①廃棄物の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の処理を委託する場合は、マニフェスト（産業廃棄物管理票）制度を活用して適正に管理する。 ・ 産業廃棄物の処理を委託する業者の選定に当たっては、優良産廃処理業者認定制度における認定を受けた事業者を優先する。 <p>②フロン類の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車の更新や冷蔵庫等の家電製品を廃棄する場合には、業者にフロンの適正な回収・処理を指示する。

（４）グリーン購入の推進

取組項目	具 体 的 取 組
ア グリーン購入の推進	<p><所属の取組></p> <p>①環境に配慮した製品の使用拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「茨城県グリーン購入推進方針」に基づき、省エネ基準達成製品や環境に配慮した製品を積極的に購入する。 ・ 備品購入時は、性能や価格に加え、修理や部品交換が容易であること、保守点検サービス期間が長いことなどを考慮する。 ・ 「茨城県グリーン購入推進方針」に基づき、古紙パルプ配合率、森林認証パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいてパルプ利用割合及び白色度（塗工されているものにあつては塗工量）等を総合的に評価した総合評価値 80 以上の用紙を購入する。 <p>②県産材を使用した物品の使用拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県産材を使用した物品や原材料などを積極的に使用する。 <p>③電動車の率先導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (1)イ②に同じ。 <p>④再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達コストを検討のうえ、再生可能エネルギー由来の電力調達や、グリーン電力証書の購入を検討する。 ・ 発電時に温室効果ガス排出の削減に取り組む電力会社からの電力調達を検討・推進する。

（５）二酸化炭素の吸収源対策の推進

取組項目	具 体 的 取 組
ア 森林の整備・保全	<p><所属の取組></p> <p>①森林の整備・保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林湖沼環境税等を活用した植林や間伐などにより健全な森林の整備・保全を行い、吸収源としての機能の維持・向上を図る。 ・ 自然公園の整備、自然環境保全地域・緑地環境保全地域の保全等を推進する。 <p>②木材利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材は炭素を固定する機能があり、地球温暖化防止につながることから、県産木材の利用を促進する。

(6) メタン、一酸化二窒素、フロン排出抑制の推進

取組項目	具 体 的 取 組
ア メタン、一酸化二窒素、フロンの排出抑制	<p><所属の取組></p> <p>○メタン、一酸化二窒素、フロンの排出抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業系・工業系試験業務においてメタン、一酸化二窒素、フロン類を排出する事業については、大気中への排出抑制に努める。 ・ 下水汚泥焼却は、高温燃焼による温室効果ガス排出量削減効果を踏まえ、燃焼温度を850℃以上とするように努める。 ・ ほ場や家畜排せつ物の適正管理・処理を進める。

◆ 県有施設のライフサイクルにおける環境配慮

<所属の取組>

取 組 項 目	具 体 的 取 組
(1) 設計・施工段階における環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計・施工段階における環境配慮を十分に行う。 ・ 設計する建築物は、外壁・窓等を通しての熱の損失の防止、空調設備、照明設備、給湯設備、昇降機等に係るエネルギーの効率的利用のための措置など、適切な省エネルギー対策を施し、費用対効果を検討したうえでZEB Oriented相当以上とする。 ・ 建材の選定時は、揮発性有機化合物の飛散による健康への影響に配慮する。 ・ 「茨城県産木材の利用促進に関する指針」に基づき、建築物の木造化や木質材料を積極的に活用する。
(2) 管理における環境配慮	<p>ア 省エネルギーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギー診断等を活用し、省エネルギー型設備への更新をはじめ、エレベータや空調、照明の高度制御装置の導入を図る。 ・ 熱負荷の高い施設は、排熱回収・配管の保温・適切な燃焼管理等について検討し、太陽熱利用機器、コージェネレーションシステム等の導入等によりエネルギーの高効率利用を図る。 ・ 庁舎の立地する地域において地域冷暖房等の事業が計画されている場合には、参加について検討する。 ・ 電力使用監視装置（デマンド監視・制御システム）を設置している場合は、予想使用電力の把握から契約電力の超過を防止する。 ・ 電力負荷の平準化等のため深夜電力の活用について検討し、蓄熱式空調設備など省エネルギー型機器の導入を図る。 ・ 温室効果ガス排出量の多い施設は、省エネ性能の高い設備・機器の導入に併せて、省エネルギー診断の実施やE S C O事業の導入を検討する。 ・ 屋上等の緑化や「緑のカーテン」づくりに取り組み、冷房効果を高める。
	<p>イ 省資源の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水洗トイレ又は植木への散水等の雨水利用施設等の導入を検討し、節水を図る。 ・ 節水に有効な設備や省資源型機器を積極的に導入する。 ・ 仮設工等では、熱帯材の型枠等の使用を削減するとともに型枠を反復使用する。
	<p>ウ ゼロ・エミッションの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設副産物の発生抑制、再利用、適正処理を図る。 ・ 耐久性や再利用性を考慮した材料や部材の選択に努める。 ・ 資源化物等のリサイクルボックスの設置スペースを確保する。
	<p>エ グリーン購入の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ O A機器、電化製品、照明機器等の整備に当たっては、利用形態等に応じた適切な能力のもののほか、「茨城県グリーン購入推進方針」に基づき省エネタイプなどの環境配慮型製品を選択する。 ・ コピー、プリンター、ファクシミリ等の複合機を選択する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電時に温室効果ガス排出の削減に取り組む電力会社からの電力調達を検討・推進する。
	オ 二酸化炭素の吸収源対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 茨城県地球環境保全行動条例の公共施設緑化基準に基づき、敷地内の緑化・植栽を推進する。 ・ 定期的に樹木や植え込みの手入れを行い、地域景観との調和に配慮する。 ・ 「茨城県産木材の利用促進に関する指針」に基づき、県有施設における木造化・木質化や木材製品の導入を積極的に推進する。
	カ 大気・水環境等の保全	<p>①施設等の適正な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令に基づく各種排出基準等を遵守するとともに、処理施設等を適正に維持管理し、汚染物質の排出量の削減に努める。 ・ 空調・暖房等に使用する燃料はできる限り良質のものを使用し、また燃焼管理等を適切にすることにより大気汚染物質の排出を抑制する。 ・ 単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽（霞ヶ浦流域においては高度処理型浄化槽）に順次切り替える。 <p>②汚染物質等の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境汚染物質は、無害化、安定化など適正に処理する。 ・ 処理を委託する場合には、排出業者として処理業者の指導・監督を徹底する。 ・ 使用済電池は、市町村が定める回収方法等により適正処理を徹底する。 <p>③フロンの適正処理等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フロンの空調設備やハロン消火設備機器は、的確な定期点検などによりフロン等の漏洩を防止するとともに、ノンフロンの冷媒設備の導入等に努める。 ・ 冷媒フロンは、使用機器の更新・廃棄時には適正な回収・破壊処理を実施する。
	キ 再生可能エネルギー導入の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光などの再生可能エネルギーを活用した発電設備等の導入を率先して進める。（P P Aモデルやリース等、様々な手法の検討） ・ 新築や建替えを予定している施設は、費用対効果を考慮し太陽光発電設備を導入する。また、大規模改修を予定している施設は、構造等を考慮し設置可能な施設で導入を検討する。 ・ 既設の太陽光発電設備については、適切な維持管理を行い、長寿命化や発電効率の向上を図る。
(3) 修繕・解体における環境配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存建築物の修繕に当たっては、外壁・窓等を通しての熱の損失の防止、空調設備・照明設備・給湯機器・昇降機等に係るエネルギーの効率的利用のための措置を講じる。 ・ 既存建築物を補修・修繕・解体する場合には、法令に基づき家電や照明器具等に使用されているフロン、P C Bの適正処理のほか、建設副産物のリサイクルを推進する。

* 維持管理における取組は、事務・事業の項と同じであるので省略

◆ 公共事業等における環境配慮

<所属の取組>

取組項目	具 体 的 取 組
(1) 基本計画等の決定時における環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共事業の基本計画の立案段階において、環境に配慮する。 ・ 大規模公共事業の実施に際しては、環境影響評価法又は県環境影響評価条例の規定に基づき環境影響評価を行い、環境保全に努める。

<p>(2) 建設副産物等のリサイクル等の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設副産物を発生させない計画設計及び工法を採用し、排出抑制の徹底を図る。 ・ 建設発生土については、発生の抑制、場内での利用促進等により搬出の抑制に努めるとともに、工事間流用、ストックヤードの利用等により再利用の促進を図る。 ・ アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊のリサイクルを徹底する。 ・ 建設汚泥・建設発生木材のリサイクル促進と建設混合廃棄物の適正処理に努める。 ・ 作業員への教育を徹底し、処理方法に応じた分別収集を徹底する。
<p>(3) 環境負荷の少ない資材・機材の使用等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生品等環境負荷の少ない資材を積極的に活用する。 ・ 熱帯材の型枠等の使用を削減するとともに型枠を反復使用する。 ・ エネルギー消費量の少ない建設機械や低騒音振動型建設機械を積極的に活用する。 ・ 建設工事における環境対策(騒音・振動・排出ガス等)を実施する。
<p>(4) 二酸化炭素の吸収源対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植栽や間伐などの森林整備を行い、健全で活力ある森林を整備する。 ・ 都市公園や緑地の整備により都市内の緑化の推進を図る。 ・ 「茨城県産木材の利用促進に関する指針」に基づき、県産材の利用により建築物の木造化・木質化を推進するとともに、公共工事における工作物・各種施設等への利用拡大を図る。
<p>(5) イベントにおける環境配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン電力の購入を推進する。 ・ 省エネルギー・省資源に配慮してイベントを運営する。 ・ 分別用ごみ箱等の設置などにより、廃棄物の減量化・リサイクルを推進する。 ・ 来場者に公共交通機関や自転車等での来場を呼びかける。 ・ 飲食物を提供する場合は、食品ロスや使い捨てプラスチック容器等の削減を図る。
<p>(6) 委託事業等における環境配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギーや省資源、廃棄物の減量化や再利用、グリーン製品の使用など環境への配慮を徹底する。 ・ 庁舎内食堂業者に調理くず、食べ残し等の発生抑制の工夫、生ごみ処理等により減量化、堆肥化などを要請する。 ・ 売店業者に不要な包装を控えるよう徹底する。 ・ 自動販売機設置業者に省エネルギー型自動販売機への転換を徹底させる。
<p>(7) 再生可能エネルギー導入の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光や風力などの再生可能エネルギーを活用した発電設備等の導入を率先して進める。 ・ 発電時に温室効果ガス排出の削減に取り組む電力会社からの電力調達を検討・推進する。